

9月も「SL 日本遺産のまち行田号」が市内を走ります

昨年、行田市への延伸が実現した秩父鉄道が運行するSLパレオエクスプレスが「SL 日本遺産のまち行田号」のヘッドマークを掲げ、9月も行田市へやってきます。

今年度は、熊谷駅を出発後、武州荒木駅の側線を経由して行田市駅を終着とする約40分の特別な旅です。ぜひ、汽笛の音を鳴らしながら市内を走るSLに乗り、いつもとは違う車窓の眺めをお楽しみください。

SL 日本遺産のまち行田号の運行

▶運行日および運行時間

9月26日(土)および27日(日)

便	熊谷駅発	行田市駅着	乗車時間
第1便	午前10時18分	午前11時01分	43分
第2便	午前11時55分	午後 0時34分	39分

※途中駅での下車はできません。

▶運行区間 秩父鉄道 熊谷駅 → 行田市駅

※当日、SLは秩父方面へは運行しません。

▶乗車料金 大人2,000円、小児1,650円(SL指定席券、SL乗車区間の乗車券含む)

▶乗車方法 秩父鉄道ホームページ内の受付専用サイトから「SLセット券」を購入してください。支払い方法はクレジットカード決済のみで、全席指定席です。電話受付、駅窓口での販売は行いません。

▶販売期間 9月16日(木)午後11時59分まで

※定員に達し次第、受け付けを終了します。ただし、受付期間内にキャンセルがあった場合は、受け付けを再開します。詳しくは、秩父鉄道ホームページをご確認ください。

▶その他 当日の運行車両に特別ヘッドマーク・特別客車案内板(サボ)を掲出する他、乗車された方に特別乗車記念証をプレゼントします。



7月運行時のSL 日本遺産のまち行田号



秩父鉄道株式会社
ホームページ



市ホームページ

特別企画

SLの運行当日は、行田市駅を中心に特別企画を予定しています。また、運行日限定で、田んぼアートが見ごろを迎えている古代蓮の里への直通シャトルバスも運行します。

▶企画内容

- ・まちあるきツアー
 - ・ボンネットバスで市内遊覧(SLに乗りし、観光物産館「ぶらっと♪ぎょうだ」で税込み1,000円以上のお買い物をされた方限定)
 - ・昔の秩父鉄道の写真やヘッドマーク、時刻表、記念きっぷなどの展示(会場：商工センター)
 - ・キッチンカーの出店(会場：行田市駅南口)
 - ・お月見ビアガーデン(会場：ヴェールカフェ)
- ※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

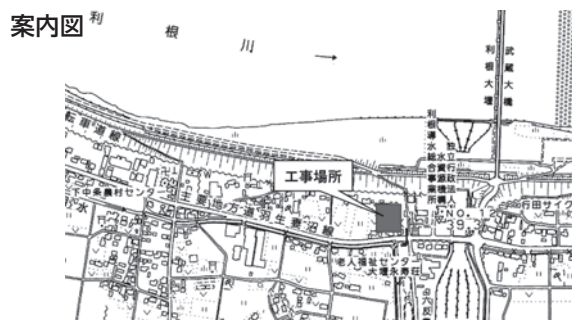
▶問い合わせ 交通政策課地域交通担当(内線283)

見沼代用水元坎公園再整備工事を実施しています

市では、令和9年に見沼代用水開削300周年の節目を迎えるに当たり、見沼代用水土地改良区と連携し、見沼代用水元坎公園を拠点とした交流人口の増加、市および見沼代用水の歴史や観光の魅力を発信するとともに、地域の活性化を図るため、下中条地内の「見沼代用水元坎公園再整備工事」を実施します。

工事の完成は、令和9年3月を予定しています。工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 農政課基盤整備担当 ☎580—3013、見沼代用水土地改良区 ☎0480—85—9100



公園完成イメージ図



令和8年産水稻・大豆栽培時の害虫(カメムシ類・ジャンボタニシ)駆除に対する薬剤購入費、薬剤散布委託料などの費用の一部を補助します

▶対象 次の要件に全て該当する農業者

- ・市内に住所を有する個人または市内に本店もしくは主たる事務所を有する法人であること
- ・令和8年度営農計画書を行田市農業再生協議会に提出していること
- ・自ら薬剤を購入し散布した者またはJA、薬剤散布事業者などに委託して散布した者であること

▶対象経費 薬剤購入料金、空中散布委託料、薬剤散布委託料

▶対象面積 営農計画書に記載され、水稻および大豆が作付けされているほ場に薬剤散布などの防除を行った面積

※対象面積は営農計画書に記載されている「台帳面積」ではなく「実利用面積」となります。

▶上限額

【5ヘクタール未満】10アール当たり1,000円(合計金額が1,000円未満は切り捨て)

【5ヘクタール以上】一律50,000円

※補助額は対象経費と面積当たりの上限額のいずれか低い額で、1つのほ場に2回以上散布した場合でも交付対象面積は1回分になります。

▶申請方法 12月25日(金)までに、農政課(市ホームページからダウンロード可)、またはJAほくさい行田営農経済センターもしくは行田中部支店の窓口で配布している申請様式に必要事項を記入し、必要書類と併せて、持参または郵送(当日消印有効)のいずれかの方法により農政課に提出してください。

【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 行田市農政課

▶問い合わせ 農政課農業振興担当 ☎580—3013



市ホームページ

生活保護の追加給付の受け付けを開始しました

平成25年～平成27年に実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」と指摘され、違法と判断されました。

このことから厚生労働省では、従来の水準と新たな水準との差額について、保護費の追加給付を行うことにしました。このことを受け、本市においても追加給付を行います。

▶対象 平成25年8月～平成30年9月に行田市で生活保護を受給されていた世帯の方(給付対象外となる場合あり)。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

※令和8年8月1日現在、行田市で生活保護を受給中で対象となる方は申請不要で追加給付されます。



市ホームページ

市内バス事業者3社とスクールバス運行に関する連携協定を締結しました



左から秩父鉄道観光バス株式会社 渡邊代表取締役社長、株式会社大堰観光バス 長島代表取締役、行田市長、渡辺教育長、株式会社協同バス 鈴木代表取締役社長

7月13日、スクールバスの運行実績のある株式会社大堰観光バス、秩父鉄道観光バス株式会社、株式会社協同バスと「スクールバス運行に関する連携協定」を締結しました。

現在、本市では市内の小中学校20校を3校の義務教育学校に再編することを目指し、取り組みを進めていますが、通学区域が広がることにより、通学距離が延伸し、遠距離通学となる児童生徒の通学手段の確保が課題となっています。

また、それぞれの地域の学童保育室へ子どもたちを安全に送り届けるための手段についても検討しています。

今後は、本協定に基づき、同バス事業者より、専門的知見に基づいたアドバイスや提案をいただきながら、スクールバスの円滑な運行に向けて検討を進めていきます。

▶問い合わせ 教育総務課学籍・学校再編担当 ☎556—8311

▶申請期限 令和9年7月31日(土)まで

▶申請方法 福祉課で配布する申出書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、世帯主および全世帯員の戸籍謄本、本人確認書類、本人名義の通帳の写しを添えて、持参または郵送により同課に提出してください。

【持参・郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市福祉課

▶その他

- ・給付対象期間当時の年齢、世帯人数、生活保護を受給されていた期間、加算の有無などにより、追加給付される額は異なります。
- ・不明な点などは「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター」にお問い合わせください。【電話】0120—179—445(受付時間：午前9時～午後5時)

▶問い合わせ 福祉課生活保護担当(内線289)